

■業務の参考にしてください。

大田建設業協会事務局

【山陰中央新報】

H28.10.5



◇廃棄物処理法違反罪に懲役2

年求刑 産業廃棄物45tを不法投棄したとして、廃棄物処理法違反の罪に問われた島根県海士町福井、土木工事業社「飯古建設」社員の大野茂(63)と梅野照男(38)の初公判が4日、松江地裁(大野洋裁判官)であった。両被告は起訴内容を認め、検察側は両被告それぞれに懲役2年、同社に罰金500万円を求刑し、即日結審した。判決は25日。

検察側は冒頭陳述で、空き家の解体工事で発生した廃棄物の分別が面倒だったため、投棄したと指摘。論告で、動機は自己中心的で酌量の余地はないとした。

弁護側は反省しているとして執行猶予付き判決を、原状回復されたとして罰金の減額を求めた。

起訴状によると、両被告は、同社社員3人と共謀し2014年3月、空き家の解体工事で生じたがれきや木くず、金属くずなどを町内に埋めたとしている。当時、大野被告は土木建築業務を統括する工務課長、梅野被告は現場を指揮する班長だった。

【朝日新聞】

◆海士町で不法投棄の土木会社に罰金500万円求刑 産業廃棄物約45tを不法投棄したとして廃棄物処理法違反の罪に問われた海士町の土木会社「飯古(はんこ)建設」といづれも従業員の大野茂被告(63)と梅野照男被告(38)の初公判が4日、松江地裁(大野洋裁判官)であった。いづれも起訴内容を認めて即日結審した。判決は25日に言い渡される。

冒頭陳述などによると、2人はそれぞれ工務課長と現場班長として土木建築業務を管理していた2014年3月、町から受注した空き家2軒の解体工事で出たがれきや金属くず、プラスチック片などの産廃を処理場ではない町内の土地に埋めたとされる。

検察側は論告で、動機が安易なうえ、産廃の量が多く自然に分解されないものだとして悪質性を指摘。法人としての同社に罰金500万円、大野、梅野両被告にはそれぞれ懲役2年を求刑した。弁護側は同社が現場を原状回復したことなどを挙げて「より寛大な罰金刑」を、両被告には執行猶予付き判決を求めた。